

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正（漁業管理課）〈9・12掲示〉）	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令（「」）	1
○災害救助法第2条第2項の規定による同法の適用（地域福祉政策課）〈9・18掲示〉	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	1
○種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課）	1
○公文書の開示の令和3年度運用状況（法務文書課）	1
○個人情報保護制度の令和3年度運用状況（「」）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4
高知県教育委員会規則 ◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
高知県人事委員会規則 ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	6

告 示

高知県告示第738号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和4年9月12日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

3の(1)中「2.537トン」を「2.504トン」に改め、3の(2)中「1.772トン」を「1.938トン」に改め、3の(3)中「6.315トン」を「7.447トン」に改め、3の(7)中「0.4トン」を「0トン」に改め、3の(8)中「0.8トン」を「0トン」に改め、3の(9)中「2.6トン」を「2.511トン」に改める。

高知県告示第738号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年10月及び同年11月）の数量を超えるおそれが著しく大きいと認め、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年10月1日から同年11月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年9月12日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第762号の2

令和4年台風第14号により災害が発生するおそれがあり、被害を受けるおそれが生じていることから、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第2項の規定により、次の区域に対して、令和4年9月18日から同法を適用することとするので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月18日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

適用区域

県内全市町村（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市及び香美市並びに東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村及び黒潮町）の区域

高知県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年9月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大島歯科医院	香南市野市町下井632-10	令和4・3・31
社会福祉法人土佐厚生会安芸療養園診療室	安芸市赤野甲564	〃 7・31
医療法人福成会	土佐市高岡町丙46-1	〃 8・20
石黒小児科		

高知県告示第768号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条並びに家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第9条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付について、同法第8条第1項及び同令第12条第1号の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項及び同号の規定により告示する。

令和4年9月26日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11570122734 百合嶺力（全和褐258） 牛 褐毛和種	種畜の名前の変更	百合嶺力	百合北
11339268482 春嶺（全和褐235） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	吾川郡いの町筒井 英夫	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

公 告

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、令和3年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年9月26日

高知県知事 濱田 省司

1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数		1,617件
決定内容等	開示	906件
	部分開示	603件
	非開示	9件

存否応答拒否	1件
不存在	172件
不受理	0件
取下げ	147件

2 審査請求の件数及び処理件数等（令和4年3月末現在）

審査請求の件数	令和2年度繰越し分	2件
	令和3年度分	2件
処理件数	認容	0件
	一部認容	0件
	却下	0件
	棄却	2件
	取下げ	0件
	令和3年度末現在審理中	2件

3 開示請求者数（延べ数）

区分	開示請求者数
県内に住所を有する個人	314件
県外に住所を有する個人	118件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	912件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	273件
計	1,617件

4 実施機関別決定件数及び決定内容等の内訳

（単位：件）

実施機関	知事	計	1,273	780	483	9	1	58		123
	総務部		72	24	28	2		2		33
	危機管理部		7	3	4					1
	健康政策部		204	189	24	1		18		16
	子ども福祉政策部		19	21	14			2		1
	文化生活スポーツ部		26	17	12			2		1
	産業振興推進部		12		11					1
	中山間振興・交通部		6	3	2			1		1
	商工労働部		52	33	17			3		3
	観光振興部		11	3	9					3
農業振興部		38	26	6			7		9	
林業振興・環境部		85	61	28			7		8	
水産振興部		16	16	1			1		1	
土木部		725	384	337	6		15		45	
会計管理局										
議		1	1	1						
教育委員会		87	59	13			5		24	
遊学管理委員会		8		8						
人事委員会		3	1	1			2			
監査委員会										
公安委員会										
警察本部長		207	44	64			107			
労働委員会										
採用委員会										
海区漁業調整委員会										
内水面漁場管理委員会										
営企業管理者		38	21	23						
高知県公立大学法人		1,617	906	603						
合計										
請求件数										
決定										
内部分示										
非開示										
存在応答拒否										
不存在										
不受理										
取下げ										

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第42条の規定により、令和3年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年9月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
3,149件
- 2 個人情報開示請求の件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数	115件	
決定内容等	開示	16件
	部分開示	95件
	非開示	1件
	存否応答拒否	0件
	不存在	14件
	不受理	0件
	取下げ	2件

- 3 個人情報訂正請求の件数
0件
- 4 個人情報是正請求の件数
0件
- 5 口頭による開示請求の件数
6,890件
- 6 審査請求の件数及び処理件数
審査請求の件数 0件
処理件数 0件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 10 開示請求者数（延べ数）

区分	開示請求者数
県内に住所を有する本人	104人
県外に住所を有する本人	5人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	1人
県内に住所を有する遺族等	1人
県外に住所を有する遺族等	4人
計	115人

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳

実施機関	知事													（単位：件）															
	総務部	危機管理課	健康政策課	子ども・福祉政策課	文化・生活スポーツ課	産業振興推進課	中山間振興・交通課	商工労働課	観光振興課	農業振興課	林業振興・農境課	水産振興課	土木部	会計管理局	計	議	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員会	公安委員会	警察本部長	労働委員会	取用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	高知県公立大学法人	合計
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	126	34	469	407	157	56	45	163	31	346	22	74	233	10	2,383	25	265	34	23	10	6	239	12	11	5	5	46	85	3,149
請求件数	1	2	2	12						2	1	3			21		9		2			82	1						115
決定内容等	1	1	1	4						1	1	2			9							6	1						16
			1	9						2					12		10		2			71							96
																						1							1
口頭による開示請求件数			112	9			1	7							129														6,880

注 1 件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数が一致していません。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和4年9月26日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年8月15日 4高都計第201号	香美市土佐山田町神母ノ木字鹿落152番7	香美市土佐山田町宮ノ口19番地古井 正明

教 育 委 員 会 規 則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年9月26日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第13号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「㊟」を削る。

別記第1号様式の3中「㊟」を削り、同様式裏面中「㊞」を削る。

別記第1号様式の3の2中

「申請者及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。」を

「申請者及び連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、申請者又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該奨学金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の申請者又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。」

に改める。

別記第1号様式の4備考中「月ごろを」を「月頃を」に改める。

別記第4号様式から別記第8号様式まで及び別記第10号様式中「㊟」を削る。

別記第13号様式中

「なお、高知県高等学校等奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。」

を

「なお、高知県高等学校等奨学金の返還の完了までにおける当該奨学金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意するとともに、当該奨学金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、奨学生又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該奨学金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の奨学生又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。」

に改める。

別記第14号様式、別記第15号様式（その1）、同様式（その2）及び同様式（その3）、別記第16号様式並びに別記第18号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわら

ず、残品の限度で使用することができる。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第26号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9の表中「警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。